

様式第1

整理番号 _____

簡易専用水道設置届

年 月 日

岩倉市長殿

届出者 住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

建 物	名 称	電話番号
	所在地	〒
	主用途	1 共同住宅 2 店舗 3 店舗付住宅 4 事務所 5 その他 () 階建、 戸、店舗等数 店
所有者 (設置者)	住 所	〒
	氏名又は名称	
	電話番号	
管 理 者	住 所	〒
	氏名又は名称	
	電話番号	

施 設 概 要

年 月 設置

		受 水 槽	高 置 水 槽
給水設備 (飲料用)	設 置 場 所	1 屋外 2 屋内 (地上 階、地下 階)	1 屋上 3 その他 () 2 給水塔
	設 置 状 態	1 床置き 2 その他	(屋根) 1 有 2 無
	水槽の数	() 槽	() 槽
	水槽の有効容量	() m ³ () m ³	() m ³ () m ³
	材 質	1 合成樹脂 4 鋼板 2 ステンレス 5 その他 3 コンクリート ()	1 合成樹脂 4 鋼板 2 ステンレス 5 その他 3 コンクリート ()
給水管の材質		1 硬質塩化ビニル管 2 硬質塩化ビニルライニング鋼管 3 ポリエチレン管	4 ステンレス管 5 その他 ()
給 水 状 況		1 全て受水槽から給水 2 () 階・ () 戸は直圧給水	
滅 菌 設 備		1 有 2 無	
使 用 水 量		m ³ /月	
残留塩素測定器		1 有 2 無	

簡易専用水道届出事項変更届

年 月 日

岩倉市長殿

届出者 住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

下記のとおり、簡易専用水道の届出事項に変更を生じました。

記

1 簡易専用水道を設置
した建物の名称

2 建物所在地

3 変更事項

変更前

変更後

4 変更年月日

5 変更理由

簡易専用水道 廃止届
再開

年 月 日

岩倉市長殿

届出者 住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

下記のとおり、簡易専用水道を

廃止
休止
再開
しました。

記

1 廃止
休止 施設の建物名称
再開

2 建 物 所 在 地

3 廃止
休止 年 月 日
再開

4 廃止
休止 理由
再開

(別表1)

建築物の給水施設保守点検表

点検項目		回数			主な点検内容
		週	月	年	
貯水槽の外観	1 水槽	1			<ul style="list-style-type: none"> ・周囲は清潔か。油類、汚物等は置いてないか。 ・亀裂はないか。漏水はしていないか。 ・水中や水面に沈殿物や浮遊物はないか。
	2 オーバーフロー管 通気管	1			<ul style="list-style-type: none"> ・防虫網は付いているか。 ・網が破れて虫、ごみなどが侵入することはないか。
	3 マンホール	1			<ul style="list-style-type: none"> ・ふたは施錠されているか。 ・防水パッキンの劣化はないか。
ポンプ	4 揚水ポンプ	1			<ul style="list-style-type: none"> ・圧力計、電流計の値に異常はないか。 ・潤滑油は切れていないか。 ・水漏れはないか。
	5 揚水ポンプ自動運転装置 (フロートスイッチ等)	1			<ul style="list-style-type: none"> ・正常に作動しているか。
	6 フート弁 (吸込み管側逆流防止弁)			1	<ul style="list-style-type: none"> ・正常に作動するか。
	7 逆止弁 (吐出し管側逆流防止弁)			1	<ul style="list-style-type: none"> ・正常に作動するか。
消毒	8 塩素滅菌器	1			<ul style="list-style-type: none"> ・薬液はあるか。正常に注入されているか。
水位制御	9 ボールタップ	1			<ul style="list-style-type: none"> ・正常に作動するか。
	10 満減水警報装置	1			<ul style="list-style-type: none"> ・正常に作動するか。
給水管等	11 止水弁			1	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なときに完全に開閉できるか。
	12 給水管			1	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管等との誤接合(クロスコネクション)はないか。 ・水漏れはないか。
自己水給水設備	13 井戸等	1			<ul style="list-style-type: none"> ・水源の周囲は清潔か。汚染のおそれはないか。 ・柵及び施錠はしてあるか。
	14 水中ポンプ	1			<ul style="list-style-type: none"> ・正常に作動するか。
	15 ろ過装置	1			<ul style="list-style-type: none"> ・ろ材を定期的に入れ替えているか。正常に稼動しているか。

(備考) 使用する原水が、水道事業者から供給される水道水の場合は13～15を除く。

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)

(最終改正:平成26年厚生労働省令第15号)

項目名	基準値	備考
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	病原微生物
2 大腸菌	検出されないこと	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	無機物質 ・金属類
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	
21 塩素酸	0.6mg/L以下	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	消毒剤・ 消毒副生成物
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
26 臭素酸	0.01mg/L以下	

項目名	基準値	備考
27 総トリハロメタン(23,25,29及び30のそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下	消毒剤・ 消毒副生成物
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	色
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	味
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	色
38 塩化物イオン	200mg/L以下	味
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	
40 蒸発残留物	500mg/L以下	発泡
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下	臭い
43 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	臭い
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	味
47 pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
48 味	異常でないこと	
49 臭気	異常でないこと	
50 色度	5度以下	
51 濁度	2度以下	

(別表 3)

日常検査の結果と措置等

——— こんな時は、どうするの？ ———

検査結果		原因及び対応等
色	赤水が出て、タオル等が着色する。 (赤褐色～黒褐色)	鉄さびの流出 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した鉄管が原因となります。 ・濃度が 0.3mg/L 以上になると水に色が着き始めます。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・配管の使用材質を確認します。 ・水質検査を行います。 ・常に赤水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。
		鉄細菌の繁殖 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄細菌の配管内での増殖が原因となります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・塩素消毒を強化（遊離残留塩素濃度：0.5mg/L 以上）する必要があります。
		マンガンの流出 <ul style="list-style-type: none"> ・水に含まれているマンガンが遊離残留塩素で二酸化マンガンまで十分に酸化されないことが原因となります。 ・濃度が 0.05mg/L 以下の微量であっても原因となることがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・遊離残留塩素濃度を確認し、塩素消毒を強化します。 ・必要に応じ水質検査を行います。
	青 水	銅の溶出 <ul style="list-style-type: none"> ・濃度が 100mg/L ぐらいとなると水に色が確認できます。 ・給湯施設には、銅管が使用されているが、実際には、このような濃度の銅の溶出は、あまり考えられません。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器具やタオルの変色（青色）を確認します。 ・変色が認められる場合は、必要に応じて水質検査を行います。
		光の散乱 <ul style="list-style-type: none"> ・象牙色（アイボリー）の水槽に水を入れると光の散乱により青色に見えることがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・受水容器及び観察場所を換え確認します。
黒 水	マンガンの流出 <ul style="list-style-type: none"> ・配管内に付着したマンガンが水流の急激な変化によりはく離したことが考えられます。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査を行います。 	
白 水	亜鉛の溶出 <ul style="list-style-type: none"> ・使用されている配管の材質（亜鉛めっき鋼管）の溶出が考えられます。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> ・配管材質を確認します。 ・亜鉛仕様の配管が使用されている場合は、水質検査を行います。 ・常に白水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。 	

濁り	白濁	微細な気泡の発生 <ul style="list-style-type: none"> 給水管に吸い込まれた空気又は水道水に溶け込んだ空気が微細な気泡となることがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 水道水を透明な容器に入れ、しばらく放置して、下の方から透明になって白い濁りがなくなることを確認します。
	青(緑)濁	緑藻類の発生 <ul style="list-style-type: none"> 受水槽等内での緑藻類の繁殖が考えられます。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 受水槽等内の点検を行います。 受水槽に原因がある場合は、清掃を行います。
異物	蒸発後の白色残留物	ミネラル分の残留 <ul style="list-style-type: none"> 蒸発等が繰り返される容器の底部等に、水に含まれているカルシウムやマグネシウムなどが乾固して、白い付着物となります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> クエン酸で除去することができます。
	洗面所等の淡紅色	色素産生微生物の増殖 <ul style="list-style-type: none"> 空気中の浮遊細菌の中には、洗面台、容器等で増殖し、ピンクに着色するものがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 給水栓水の残留塩素濃度を確認します。 脱塩素の浄水器を使用することによって、この現象を助長することがあります。 水回りの清掃を行います。
	昆虫又は幼虫	設備の不備 <ul style="list-style-type: none"> 受水槽の不備により混入することがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 受水槽の防虫網又はオーバーフロー管の適切な設置等について点検を行います。 不備は直ぐに改善します。
味	取れん味(思わず口をすぼめなくなる苦味)	亜鉛の溶出 <ul style="list-style-type: none"> 使用されている配管の材質(亜鉛めっき鋼管)の溶出が考えられます。 濃度が5mg/L以上になると取れん味を感じるがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 配管材質を確認します。 亜鉛仕様の配管が使用されている場合は、水質検査を行います。 常に白水が出る場合は、配管等の布設替えが必要です。
	金気味	金属類の溶出 <ul style="list-style-type: none"> 使用されている配管の材質(鉄、銅など)の金属の溶出が原因となります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 配管材質を確認します。 原因が考えられる金属の水質検査を行います。
臭い	金気臭	鉄分の溶出 <ul style="list-style-type: none"> 使用されている配管の材質(鉄)の溶出が原因となります。 濃度が0.5mg/L以上になると臭いを感じるがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 配管材質を確認します。 原因と考えられる金属の水質検査を行います。
その他	泡立ち	汚水等の混入 <ul style="list-style-type: none"> 工場排水、生活排水等の混入に由来することがあります。 (対応) <ul style="list-style-type: none"> 受水槽等の亀裂の点検を行います。 改修工事などを行った場合は、配管の誤接合の点検を行います。

